

政府再提出の出入国管理及び難民認定法に反対する理事長声明

政府は、2023年3月7日、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（以下、「本法案」という。）を国会に提出した。本法案は、多くの市民、研究者、弁護士などからの強い反対を受け、2021年の通常国会で事実上廃案となった旧法案とほぼ同じ内容である。こうした廃案の経緯を省みず、ほぼ同じ内容の法案を国会に提出することは、多くの市民の声や議会を軽視していると言わざるを得ない。したがって、当連合会は、本法案の国会提出に強く反対するとともに、廃案とすることを求める。

本法案は多くの問題点を抱えるが、主なものは以下の4点である。

第1に、本法案においては、3回目以上の難民認定申請者に対する強制送還が原則可能としている（送還停止効の例外の創設）。日本の難民認定の実情に照らすと、難民の生命や自由が脅威に晒されるおそれがある国へ強制的に追放したり、帰還させたりしてはならないというノン・ルフールマン原則（難民条約33条1項）に違反する事態が発生することが強く懸念される。この点、政府は「難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した者を除く」（本法案61条の2の9第4項1号括弧書）という送還停止効の例外の例外を定めた規定を設けることで、これを正当化しようとしている。しかし、現在の運用では、難民認定の再申請者については、「正当な理由」があったとしても、在留資格上の措置で迅速な保護を受けられることはほとんどない。こうした実情に鑑みると、本法案で定める「相当の理由がある資料」かどうかの判断は極めて厳格になることが予想される。そもそも、法文上「相当の理由がある資料」かどうかの判断権者、判断方法や当事者の手続保障等は定められておらず、恣意的判断が可能な規定になっている。そうすると、やはり難民条約違反の強制送還が行われることが強く懸念される。

第2に、本法案は、退去強制令書の発付を受けた者に対して退去命令を発し、これに従わないときは刑事罰を科する制度を新設している。しかし、退去強制令書が発付された者は、そのほとんどが任意に自費で出国していることは、政府統計上も明らかである。それでも出国しない人々には、帰国すれば生命等への危険があったり、日本に家族がいたり、日本における在留歴が長期に及ぶ等自国に帰ることができない事情があったりする。こうした具体的事情を一切考慮することなく、刑事罰で威嚇して出国を強制することは、憲法及び国際人権条約で保障された権利（自由権規約13条、14条、16条、17条、23条1項、24条1項、子どもの権利条約3条1項、9条1項等）を侵害するおそれがある。そもそも、このような境遇にある人々は、「帰国」よりも「長期収容」や「仮放免」を選択しているわけであるから、刑事罰によって威嚇しても、長期収容の回避や送還の促進が果たされるこ

とはあり得ず、本来の立法目的との関係での実効性はないことから、刑事罰による威嚇が意味をなさない。

第3に、本法案は、長期収容問題の解決のためとして、監理措置制度を新設している。政府は、これをもって全件収容主義ないし原則収容主義を転換するとしている。しかし、法文は、「相当と認めるときは、…監理措置…に付する旨の決定をするものとする。」(本法案44条の2第1項、52条の2第1項)となっており、「監理措置」に付される(身体拘束を受けない)のは、入管の裁量判断と明確に規定されている。また、例えば、刑事訴訟法の令状発付規定や権利保釈規定とは全く異なる法文の構造であり、身体不拘束が原則とされていない。政府は、収容について単に裁量を付与した現行入管法の条文について、「全件収容主義」ないし「原則収容主義」であると解釈してきたことも考慮すれば、本法案によって身体拘束が原則であるという運用がなされる危険性が極めて高い。したがって、本法案は、原則収容主義の維持に他ならず、憲法及び国際人権法の観点からは、身体不拘束が原則であることが法文に明記されなければならない。

第4に、本法案は、補完的保護制度や在留特別許可申請制度を新設している。一見、保護の範囲が広がったかのように思われるが、そうではない。補完的保護制度がなくても、入管の広範な裁量により、ウクライナ避難民等は保護されている。また、在留特別許可申請制度は、在留特別許可の申請場面を限定し、1年を超える実刑の刑事処分を受けた者等に対しては、原則として在留特別許可を付与することができないとするなど、逆に権利救済を限定する内容となっている。

旧法案の改定は、2019年6月、大村入国管理センターでナイジェリア国籍男性の餓死事件があったことを直接の契機としたものであるが、旧法案提出後の2021年3月6日にも、スリランカ国籍女性が名古屋出入国管理局収容施設内で死亡する事件が発生している。こうした悲劇を繰り返さないために必要なことは、場当たりの「意識改革」等ではなく、収容期間の上限を明文化するなど入管の裁量や権限を法律で適切に限定する、収容について司法審査を導入するなどの抜本的改革である。

以上より、当連合会は本法案に強く反対し、廃案とすることを求めるとともに、上記のとおり適切な司法審査の導入など国際的な人権水準に沿った法改正を求めるものである。

2023年(令和5年)4月19日

近畿弁護士会連合会
理事長 浅野 則 明